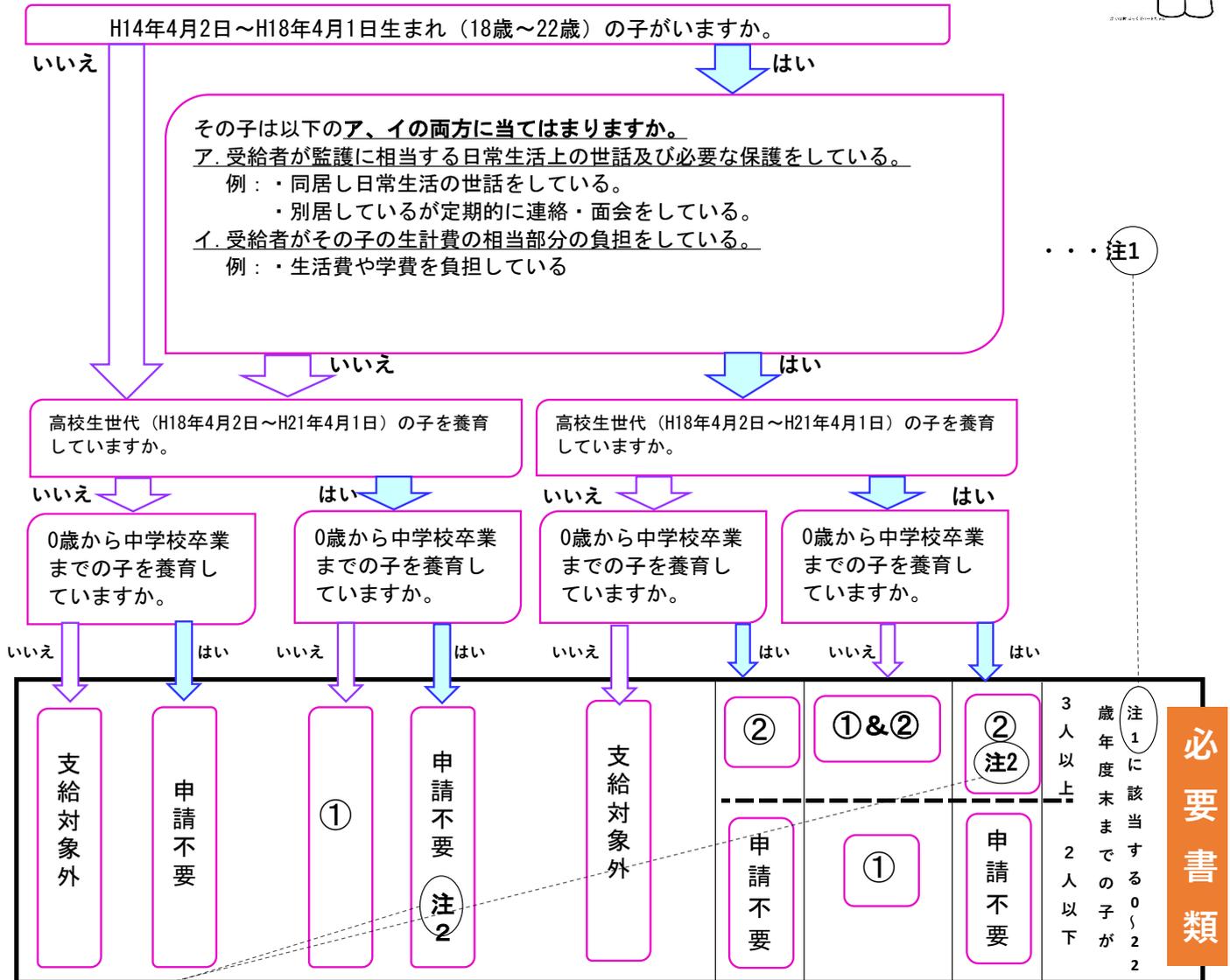


《児童手当 手続確認フロー》



○まず確認していただくこと

- ・保護者のうち所得の高い方が公務員の場合は職場への申請になります。職場へお問い合わせください。
- ・改正前、所得超過のため不支給だった方は下記フロー関係なく、受給するには書類の提出が必要です。フローを飛ばして下段の「必要書類について」をご確認ください。



注2の方 高校生世代の子が15歳年度末時にいの町から児童手当を支給されていなかった場合は、「①」の提出が必要です。当時と現在で受給者が変わっている場合も含む。

○必要書類について

電子申請で受け付けを行います。記載のQRか、いの町HPから電子申請ができます。

①…児童手当認定請求書

新たに児童手当を受給する場合に提出する書類です。
※支給対象児童が別居している場合は「別居監護申立書」も追加が必要です。

↓①認定請求書



↓別居監護申立書



②…「監護相当・生計費の負担についての確認書」

監護相当・生計負担している、18歳年度末～22歳年度末までの子と養育している0歳～18歳年度末までの子を、合わせると3人以上になる場合に提出する書類です。

↓②監護相当・生計負担

